

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑫)

政策 ^(※1) 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]: モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状にあることを踏まえて、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,409	1,105	1,609	1,339
		補正予算(b)	820	199	530	0
		繰越し等(c)	△ 772	727	△ 60	
		合計(a+b+c)	1,457	2,031	2,079	
執行額		1,193	1,805	1,544		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化
	未来投資戦略2017	平成29年6月9日	第2 具体的施策 II Society 5.0に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ利活用基盤の構築 vii) 第5世代移動通信システム(5G)等の情報通信基盤の活用 III 地域経済好循環システムの構築 3. 観光・スポーツ・文化芸術 i) 観光 ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
	世界最先端IT国家創造宣言・データ活用推進基本計画	平成29年5月30日	第2部 官民データ活用推進基本計画 I-2 具体的施策 II-1-(5) 利用の機会等の格差の是正(デジタルデバйд対策)【基本法第14条関係】 ① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策 ・ 離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進 ・ 電気通信市場における競争促進 ② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策 <観光分野> ・ 事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi 接続できる認証連携の仕組み構築
	科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしてIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム

	まち・ひと・しごと創生総合戦略2016	平成28年12月14日改訂	III. 今後の施策の方向 3. 政策パッケージ (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする (ア) 生産性の高い、活気に溢あふれた地域経済実現に向けた総合的取組 F ICT等の利活用による地域の活性化
	観光ビジョン実現プログラム2017	平成29年5月30日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			27年度	28年度	29年度		
①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(平成24年9月時点。平成25年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。) 【25年度】	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持 【29年度】	イ
			1位(平成26年9月時点。平成27年7月公表。)	前年度同様	前々年度同様		
2	MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)の契約数	895万契約 (平成26年末) 【26年度】	—	1,500万契約 (平成28年中)	—	1,500万契約 (平成28年中) 【28年度】	ロ
			1,155万契約 (平成27年末)	1,485万契約 (平成28年末)	1,764万契約 (平成29年末)		

<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展を実現すること</p>	<p>公正な競争環境の確保等、競争政策の推進</p>	<p>3 公正な競争促進に向けた取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」情報通信審議会答申。</p> <p>・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 【26年度】</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。</p> <p>・平成27年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・調査研究の成果を基に、平成28年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会への答申(平成27年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施(平成28年1月13日公布)。</p> <p>・電気通信事業の公正な競争の促進のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成29年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート」を策定・公表した。</p> <p>・調査研究の成果も踏まえ、モバイル分野の競争促進について、「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」等で検討を行い、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)の改正(平成29年2月15日公布)やモバイルサービスの提供条件・端末に関する指針の策定(平成29年1月10日)を実施。</p> <p>・調査研究の成果も踏まえ、平成29年度接続料の算定方法について検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施(平成29年1月4日公布)。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成29年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート」を策定・公表した。</p> <p>・モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図るための方策について検討を行うため、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」を開催(平成30年4月に報告書取りまとめ)。</p> <p>・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成30年度の算定方法について検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(平成30年1月10日公布)。また、電気通信事業の公正な競争促進のため、平成29年3月より「接続料の算定に関する研究会」を開催し、同年9月に第一次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部改正(平成30年2月26日公布)等の制度整備を実施。</p> <p>・調査研究において、NTT東西が提供する加入電話等の料金の上限となる基準料金指数の算定に用いる生産性向上見込率(X値)の設定の考え方の整理を実施し、この結果を踏まえ、情郵審・電気通信事業部会へ諮問(平成30年5月に答申)。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。</p> <p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 【29年度】</p>	<p>イ</p>
---	----------------------------	--	---	--	---	---	---	----------

無料公衆無線LAN環境整備を促進	④	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。 ※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選んで」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 ・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。 【26年度】 	無料公衆無線LAN環境の整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿い利用が見込まれる地点を念頭に無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 【29年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN整備促進協議会幹事会を平成28年1月12日に開催し、整備の方向性を明らかにするとともに各PTIにおける進捗状況や実証実験の進め方について関係者間で共有。 ・上記を踏まえ平成28年2月19日に、今後の取組の方向性について「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を発表し、2月22日より全国15ヶ所で実証実験を実施。 	平成28年2月の取組方針に基づき実施した実証実験の成果を踏まえ、28年9月に一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構を設立。当機構が実用化した認証方式を利用したサービスが28年10月に開始。	平成28年度に当該機構が実用化した複数事業者間で共通に利用可能な認証方式のサービスが開始され、その普及を促進したことにより、事業者間で連携したWi-Fi接続が実現した。また、無料公衆無線LAN整備促進協議会を通じ、海外向け周知・広報に取り組んでいる。		
情報システムのIPv6対応を促進	5	情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	年7箇所 【26年度】	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所) 【29年度】	イ
地域の特性を踏まえた高速大容量のブロードバンド環境の整備・確保を図る	⑥	固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数 ＜アウトカム指標＞	56団体 (平成27年3月末時点) 【26年度】	対前年度減	対前年度減	対前年度減	対前年度減 【29年度】	イ
			41団体	41団体	33団体	17団体		

	特定電子メール法の執行	7	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【26年度】	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【29年度】	イ
電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	電気通信サービスの利用者苦情・相談対応内容及びその分析等による消費者利益保護の推進	⑧	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 ・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(平成27年7月)。 ・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布した。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に事業者による基本的な実施が適切である事項(例:料金の請求情報に関する通知)等の明記を行う制度整備を実施)。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施し、スマートフォン利用者情報の適正な取扱い等に関してまとめた「スマートフォン プライバシー インシティアブ」(SPI)の改訂に係る検討材料として活用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、電気通信事業者へ改善・検討を求める事項を取りまとめた。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(平成27年7月)。 ・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布した。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、電気通信事業者へ改善・検討を求める事項を取りまとめた。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に事業者による基本的な実施が適切である事項(例:料金の請求情報に関する通知)等の明記を行う制度整備を実施)。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施し、スマートフォン利用者情報の適正な取扱い等に関してまとめた「スマートフォン プライバシー インシティアブ」(SPI)の改訂に係る検討材料として活用した。 	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に事業者による基本的な実施が適切である事項(例:料金の請求情報に関する通知)等の明記を行う制度整備を実施)。	イ

大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証とその結果の活用促進	9	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施。 【26年度】	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。 トラフィック制御に用いる要素技術を組み合わせたユースケース検証等の実施により、当該技術の異常トラフィック自動遮断に対する有効性を確認。	実証の結果を活用する延べ事業者数8者 延べ4者	実証の結果を活用する延べ事業者数10者 延べ7者	実証の結果を活用する延べ事業者数10者 【29年度】	□
情報通信ネットワーク安全・信頼性基準等の見直し	⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等を行い必要に応じて制度へ反映 ＜アウトプット指標＞	・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。 【26年度】	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 平成29年8月に発生したインターネット接続障害の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しに関し情報通信審議会において検討中。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 【29年度】	□
電気通信機器の技術基準適合性の確保	11	市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞	44台 【26年度】	30台	30台	30台	30台 【29年度】	イ
			42台	42台	39台	40台		
	12	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※ MRA (Mutual Recognition Agreement): 相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定	208人 【26年度】	145人	145人	145人	145人 【29年度】	イ
				240人	243人	240人		

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信分野の安全・信頼性の向上を実現すること	事業開始や届出等の管理規程の作成等電気通信事業法の適用を通じたドメイン名の名前解決サービスの信頼性の確保	13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組の進捗 <アウトプット指標>	<p>・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規程が存在していなかった。</p> <p>・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p> <p>【26年度】</p>	<p>・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>【29年度】</p>	イ
		データセンターの地域分散化・活性化の推進	データセンターの地域分散化・活性化の周知・啓発活動の年間の実施回数 <アウトプット指標>	年2件 【26年度】	前年と同規模 (年2件)	前年と同規模 (年2件)	前年と同規模 (年2件)	年2件 【29年度】	イ
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境の実現に必要情報通信技術の実現すること	安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境の実現に必要情報通信技術の実現すること	15	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 <アウトプット指標> ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p> <p>【27年度】</p>	イ
		安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境の実現に必要情報通信技術の実現すること	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 (なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施) 【25年度】	<p>・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」（平成27年7月9日）を公表。</p> <p>・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを策定。</p> <p>・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>	<p>改正電気通信事業法の施行に伴い、ドメイン名電気通信役務を提供する事業者から事業開始の届出・管理規程の届出等を受理し、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保を図った。</p>	<p>ドメイン名電気通信役務の事業の届出を行っている電気通信事業者へのヒアリングを通じて、届出・報告内容の適正化を行い、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保を図った。</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p> <p>【27年度】</p>	イ	

無線システムの高 度化や電用 ニーズに 応えるた ため、国 際調整や 国内の他 システム との周波 数共用等 の検討等 を実施し 、移動通 信システム 用の周波 数帯域幅 を確保	16	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 ＜アウトプット指標＞	約500MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN) 【22年度】	移動通信システム用の周波数帯域幅の確保(国際電気通信連合の平成27年開催の世界無線通信会議(WRC-15)における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。)	移動通信システム用の周波数帯域幅の確保(WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件的具体的な検討を実施。)	移動通信システム用の周波数帯域幅の確保(新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。)	約2700MHz幅(全体) 【32年度】	-
				WRC-15において、移動通信システム用の新たな周波数の特定について議論を実施。同会議の結果、携帯電話用周波数について1.5GHz帯を全世界共通で利用可能な周波数帯として特定。 また、5GHz帯無線LANの周波数拡大(屋外利用)のための検討を開始。	平成28年10月、情報通信審議会に対し、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」を諮問し、新たな周波数確保に向けた検討を開始。 また、平成27年12月から、情報通信審議会において、5GHz帯無線LANの利用拡大に向けた検討を継続。	平成29年9月、情報通信審議会より、1.7GHz帯及び3.4GHz帯を携帯電話用周波数として確保すべきとの提言を受け、平成29年12月、周波数割当計画を変更して合計160MHz幅を確保。 また、平成30年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの使用周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。 なお、平成29年度までに1.250MHzの帯域幅を確保している。		
無線システムの高 度化や新 規導入の ニーズに 適切に対 応し、情 報通信基 盤の利用 環境を維 持・改善 すること	17	新たな電波利用システムの実用化 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 【26年度】	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 ワイヤレス電力伝送システム(※)など4件 ※今後一層の普及が見込まれるモバイル機器や電気自動車等に対し、より迅速かつ容易な給電を可能とするため、無線技術を活用して非接触で電力伝送を行うシステム。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 無人移動体画像伝送システム(※)など5件 ※自動的に若しくは遠隔制御操作により動作するロボット等の移動体に開設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うための無線通信(当該移動体の制御を行うものを含む。)を行うシステム。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 920MHz小電力無線システムの高高度化(※)など5件 ※移動体識別やスマートメーター等に広く利用され、近年、装置の小型化と伝搬特性の特長から利活用が目ざされており、様々な無線システムの開発やサービスの検討が進められているシステム。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 【29年度】	イ
観光立国が推進される中、訪日観光客等のICT利用環境の向上のため、訪日観光客等が我が国に持ち込む円滑な利用を可能とする制度整備を実施	18	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 ＜アウトプット指標＞	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 【26年度】	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」(平成27年5月公布)の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第105号)」等を平成27年12月22日に公布。			訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 【27年度】	イ

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>測定指標①、④、⑥、⑧、⑯、⑰については、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えており、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標2については、28年末では目標値には若干達しなかったが、おおむね目標を達成できた。</p> <p>測定指標3、5、7、11～14及び18については、目標を達成している。</p> <p>測定指標9については、目標値に届かなかったが、年々活用事業者が増加しており進捗していることから、おおむね目標を達成できた。</p> <p>測定指標⑩については、H29.8月発生の大規模なインターネット接続障害が年度をまたいだ対応検討となっているが、おおむね目標は達成している。</p> <p>測定指標16については、目標年度が平成32年度までであるが、割当可能な周波数帯を確保しており、目標達成に向けた進展が見られる状況である。</p>
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること</p> <p>当該施策目標については、測定指標2を除く全ての測定指標において、目標を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、OECDによる公表データ(平成27年7月)においては1位であり、目標を達成できた。それ以降、OECDによるデータ公表は行われていない。 ・測定指標2については、モバイル市場の競争促進のための制度整備等によりMVNO契約数は堅調に進捗しており、平成28年末では目標値であるMVNO契約数1500万に若干達しなかったが、平成28年度末には1,586万となっており、おおむね目標を達成できた。 ・測定指標3については、電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図ったり、料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討・実施する等電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備等を実施することにより、目標を達成できた。 ・測定指標④については、無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用手続の簡素化に取り組んだ結果、事業者間で連携したWi-Fi接続の実現により、目標を達成できた。 ・測定指標5については、IPv6関連のセミナー等の機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、目標を達成することができた。 <p><施策目標>地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑥については、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数は17団体と基準値(平成27年3月56団体)から約70%減少し、目標を達成できた。 <p><施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p> <p>当該施策目標については、測定指標9を除き、目標を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標7については、特定電子メールの送信の適正化に関する法律等を適正に執行することより、目標を達成できた。 ・測定指標⑧については、電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直しやスマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施する等の取組を行い、目標を達成できた。 ・測定指標9については、国際標準化済みの技術について本実証により有効性を確認できたものの、実際に製造された機器にベンダ間の相性等の問題が生じ、機器ベンダ側においてこの修正が試みられているところであり、多くの事業者は、ベンダのこの修正が完了するまで実証結果の活用を留保したため、目標値には届かなかったが、年々活用事業者が増加しており進捗していることから、おおむね目標を達成できた。なお、ベンダの修正が完了すれば、実証結果の活用は拡大する見込みである。 <p><施策目標>通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること</p> <p>当該施策目標については、測定指標⑩を除き目標を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑩については、平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施したほか、平成29年8月に発生したインターネット接続障害発生事故を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の更なる見直しを検討中であり、おおむね目標を達成できた。 ・測定指標11については、市場調査における端末機器の管理を適切に行うことにより、目標を達成できた。 ・測定指標12については、MRA国際研修会の開催に際し、関係団体への周知・広報や機器メーカーへの直接の働きかけ等を行ったことにより、目標を超過する参加者数を確保することができたことから、目標を達成できた。 ・測定指標13については、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のため、事業者の届出ができるために必要となる規定の整備や事業者へ制度の周知を行うことにより、目標を達成できた。 ・測定指標14については、計画的な周知・啓発活動を行うことにより、目標を達成できた。 <p><施策目標>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑮については、安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティに関してガイドライン及び通信プロトコルを策定することができた。また、本ガイドラインに準拠した形で製品化が行われた上で市場に流通しており、セキュリティ機能が確保されていることから、目標を達成できた。 <p><施策目標>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p> <p>当該施策目標については、目標年度が平成32年度であるものを除き、測定指標について目標達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標16については、移動通信システム用の周波数帯域として新たに160MHz幅を確保し、前年度の実績を上回ることができたが、目標年度が平成32年度であるため、達成、未達成の評価を行っていない。 ・測定指標⑰については、ワイヤレス電力伝送システムや無人移動体画像伝送システム等の技術基準を策定し、新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施することができた。 ・測定指標18については、訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備を行い、目標を達成できた。

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、目標を達成しているため、引き続き利用者利便の向上を図るための制度改善や見直しを推進していくこととする。 ・測定指標5については、目標を達成しているが、より効果的かつ効率的な普及啓発活動が実施できるよう、開催方法の見直し等を検討する。 ・測定指標7については、目標を達成しているため、引き続き迷惑メール対策の取組を着実に推進していくこととする。 ・測定指標⑧については、目標を達成しているため、引き続き電気通信サービス利用者の苦情・相談対応とともに消費者利益確保のための政策の見直しを通じた消費者利益保護を推進していくこととする。 ・測定指標⑩については、情報通信ネットワークの安全・信頼性基準の見直しを検討中であり、引き続き制度の見直しに向けた取組を推進していくこととする。 ・測定指標11については、目標を相当超過しており、引き続き電気通信機器の安全・信頼性向上のため端末機器の市場調査を推進していくこととする。 ・測定指標12については、目標を相当超過しているが、より効率的・効果的な国際研修会を開催するため、開催方法等の見直しを検討する。 ・測定指標14については、目標を相当超過しているが、より効率的・効果的な周知啓発活動を実施するため、開催方法等の見直しを検討する。 ・測定指標16については、目標年度となっていないことから評価を行っていないものの、前年度との比較では着実に推進していることから、引き続き周波数確保の取組を推進していくこととする。 ・測定指標⑰については、目標を達成しているが、新たな電波利用ニーズの動向を把握し新たな電波利用システムの導入に向けた制度整備を引き続き推進していくこととする。 <p>なお、以下の測定指標については、下記理由により次期施策目標の指標から削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、平成28年度以降、OECD通信白書のデータ公表がないため、目標値に対する評価が困難であることから、次期施策目標の指標から削除する。 ・測定指標④については、事業者間で連携したWi-Fi接続の実現により、訪日外国人にとって使いやすい通信環境の改善に取り組んだことから、当初予定していた目標を概ね達成することができたため、次期施策目標の指標から削除する。 ・測定指標⑥については、基準値となる固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数が56団体(平成27年3月)から約70%減少したことにより、施策目標を概ね達成することができたことから、次期施策目標の指標から削除する。 ・測定指標9については、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、本実証の有効性を確認したことから、実証結果を活用する事業者の拡大が見込めることにより、当初予定していた目標を概ね達成することができたため、次期施策目標の指標から削除する。 ・測定指標13については、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業者からの届出等を通じ、当該サービスの信頼性を確保することにより、当初予定していた目標を概ね達成することができたため、次期施策目標の指標から削除する。 ・その他、測定指標2、⑮及び18については目標年度を迎えたことから、次期施策目標の指標から削除する。 <p><今後の政策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信分野は技術革新やサービスの多様化が著しく、国民生活に着実に浸透している現状を踏まえ、電気通信事業者の公正な競争促進、電気通信サービスの安全・安心な利用環境の整備、電気通信事業の安心・信頼性の向上、無線システムの高度化に伴う新たなニーズに対応することは、国民にとって必要不可欠であり、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に向けた各種の取組等を、さらに充実させていく必要がある。 	
	(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)	
	II 予算の継続・現状維持	
	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	情報通信基盤整備推進事業については、基準値となる固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数が56団体(平成27年3月)から約70%減少するなど、当初予定していた目標を概ね達成したため、予算要求を行わないこととする。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から、政策の分析、次期目標への反映の方向性等の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート(平成30年8月28日) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000261.html)
-------------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長 山崎 良志 電波部電波政策課長 布施田 英生	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	--	--------	--	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。